

各務原市空家バンク登録物件改修補助金交付要綱

(令和6年3月29日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、空家の有効活用による市内への移住及び定住の促進並びに地域の活性化を図ることを目的として、予算の範囲内で各務原市空家バンク登録物件改修補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、各務原市補助金交付規則（昭和38年規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 登録物件 各務原市空家バンク事業実施要綱（令和4年3月31日決裁。以下「実施要綱」という。）第4条第5項に規定する登録物件をいう。
- (2) 改修工事 登録物件の安全性、機能性、居住性等の維持又は向上のために行う修繕、模様替え等に係る工事をいう。
- (3) 物件登録者 実施要綱第4条第6項に規定する物件登録者をいう。
- (4) 利用希望者 実施要綱第8条第1項に規定する利用希望者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 物件登録者との間で登録物件の売買契約をした日から起算して1年以内の利用希望者であること。
- (2) 物件登録者の3親等以内の親族でないこと。
- (3) 補助金の交付を受けた日から3年以上、登録物件に居住する意思があること。
- (4) 市税を滞納していないこと。
- (5) 規則第3条の3各号のいずれにも該当しないこと。
- (6) 登録物件の改修工事に関し、過去に市から補助金又は同種の補助、助成等を受けていないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、登録物件の改修工事に係る経費とする。ただし、次に掲げる経費は補助対象経費としない。

- (1) 外構、車庫、倉庫等の改修工事に係る経費
- (2) 家電製品その他の物品の購入及びその設置に係る経費
- (3) その他市長が適当でないと認める経費

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、30万円を限度とする。ただし、市内事業者（市内に本社又は主たる事務所を有する事業者をいう。）が改修工事を行う場合は、50万円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、登録物件の改修工事に着工する前に、規則第4条第1項に規定する申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 登録物件の売買契約書
- (2) 改修工事の見積書
- (3) 改修工事に着工する前の施工箇所の図面及び写真
- (4) 誓約書（別記様式）
- (5) その他市長が必要と認める書類

(実施報告)

第7条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助事業が完了したときは、規則第11条に規定する補助事業実施報告書に次に掲げる書類を添えて、補助事業が完了した日から起算して30日を経過する日又は補助金の交付の決定の通知を受けた年度の3月20日のいずれか早い日までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 領収書及び改修工事に要した費用の内訳が確認できる書類
- (2) 改修工事後の施工箇所の写真
- (3) その他市長が必要と認める書類

(財産の処分の制限)

第8条 補助金の交付を受けた者は、補助金の交付を受け改修工事を行った登録物件を、市長の承認を受けないで、補助金の交付を受けた日から3年を経過する日まで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年10月31日決裁）

- 1 この要綱は、令和6年11月1日から施行する。
- 2 改正後の各務原市空家バンク登録物件改修補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に補助金の交付の申請を行う者について適用し、同日前に補助金の交付の申請を行った者については、なお従前の例による。